

新たな事業展開や開業後の事業安定・拡大を応援!



中小企業活力アップ補助金

マル活補助金

一般枠 新たな事業展開等の取組

限度額 **20万円**

最大

30 万円
活
補助

創業初期支援枠 開業後5年以内の事業の
安定化や拡大の取組

限度額 **30万円**

募集期間
令和5年5月10日(水)~6月30日(金)

対象経費の3分の2以内

対象者・補助額

会津若松商工会議所会員事業所で、
下記のいずれかの事業に取組む方

一般枠

- 新たな事業展開(事業・業態転換、異分野進出、事業再編)
- インボイスや電子帳簿保存法などの制度改正に伴う経理事務の効率化に資する取組
- 補助限度額:20万円(1事業者1回を限度)<対象経費の3分の2以内(1,000円未満切捨て)と20万円のいずれか低い額>



創業初期支援枠

- 開業から1年以上5年以内の事業所が行う事業の安定化や、更なる拡大の取組
- 補助限度額:30万円(1事業者1回を限度)<対象経費の3分の2以内(1,000円未満切捨て)と30万円のいずれか低い額>

対象事業

- 経営改善に資する取組で、下記のいずれかに該当するもの
- A. 売上向上のための取組
 - B. 販路開拓のための取組
 - C. 業務効率化のための取組
 - D. 新商品・サービス開発のための取組
 - E. 人材確保のための取組
 - F. 事業主および従業員等の資質向上のための取組
 - G. 事業の引継ぎおよび後継者育成のための取組
 - H. 店舗・工場・機械等設備改修のための取組
 - I. 上記A～Hの他、経営環境変化に対応するための取組



対象経費

- ①広報費
- ②調査費
- ③機械装置等導入費
- ④商品開発費
- ⑤設備改修費
- ⑥店舗・工場等借損料
- ⑦研修費

事業期間

採択の日から
令和5年12月8日(金)まで

申請方法

当所ホームページをご覧ください。

会津若松商工会議所 <http://www.aizu-cci.or.jp/>

※事業完了後は実績報告が必要になります。

お問い合わせ

会津若松商工会議所 経営サービス部

〒965-0816 会津若松市南千石町6-5 TEL0242-27-1212

◆ご相談・申請でご来所の際は、事前のご予約をお願いします。◆